

## 認定施設・関連施設の要件（新規）

認定施設は、原則として次の各号に定めるすべての要件を満たさねばならない。

- ① 大学病院、一般病院または内分泌・甲状腺外科を主な対象とする専門施設。
- ② 専門医が 1 名以上常勤していること。
- ③ 十分な指導体制がとられていること。
- ④ 当該認定施設において内分泌・甲状腺外科疾患の十分な修練が可能であること。
- ⑤ カリキュラムを満たすに必要な内分泌・甲状腺外科症例の手術が別に定める件数以上行われていること。（施行細則 17 条）
- ⑥ 諸施設の完備、教育行事の開催がなされていること。

関連施設は、次の各号に定めるすべての資格を満たさねばならない。

- ① カリキュラムを満たすに必要な内分泌・甲状腺外科症例の手術が別に定める件数以上行われていること。（施行細則第 17 条）
- ② 日本内分泌外科学会または日本甲状腺外科学会会員が 1 名以上常勤していること。
- ③ 必要に応じて専門医による十分な指導体制がとられていること。
- ④ 諸施設の完備、教育行事の開催がなされていること。

### 施行細則 17 条

本学会認定施設（関連施設も含む）は、申請直近の 5 年間に次に定められた手術実績のいずれかを有していなければならない。

- ① 甲状腺、副甲状腺疾患合計 100 例以上
- ② 副腎、副甲状腺疾患合計 60 例以上
- ③ 副甲状腺疾患のみ 50 例以上
- ④ 副腎のみ 20 例以上

ただし、申請前年 1 年間に以下のいずれかの手術実績を有している場合も申請できる。

- ① 甲状腺および副甲状腺疾患を 20 例以上
- ② 副甲状腺および副腎疾患 12 例以上
- ③ 副甲状腺のみ 10 例以上
- ④ 副腎のみ 4 例以上

### 施行細則 19 条

認定施設、関連施設の申請に際して提出する症例報告書は、申請前年 1 年間の症例について、下記のいずれかひとつについて記載する。

- ① 甲状腺および副甲状腺疾患を 20 例以上
- ② 副甲状腺および副腎疾患 12 例以上
- ③ 副甲状腺のみ 10 例以上
- ④ 副腎のみ 4 例以上

## 認定施設・関連施設の要件（更新）

施行細則 18 条 認定施設、関連施設の更新は、申請前年または前々年に次に定められた手術実績

の何れかを有していなければならない。

- ① 甲状腺および副甲状腺疾患を 20 例以上
- ② 副甲状腺および副腎疾患 12 例以上
- ③ 副甲状腺のみ 10 例以上
- ④ 副腎のみ 4 例以上

施行細則 19 条 認定施設、関連施設の更新の申請に際して提出する症例報告書は、申請前年または申請前々年 1 年間の症例について、下記のいずれかひとつについて記載する。

- ① 甲状腺および副甲状腺疾患を 20 例以上
- ② 副甲状腺および副腎疾患 12 例以上
- ③ 副甲状腺のみ 10 例以上
- ④ 副腎のみ 4 例以上